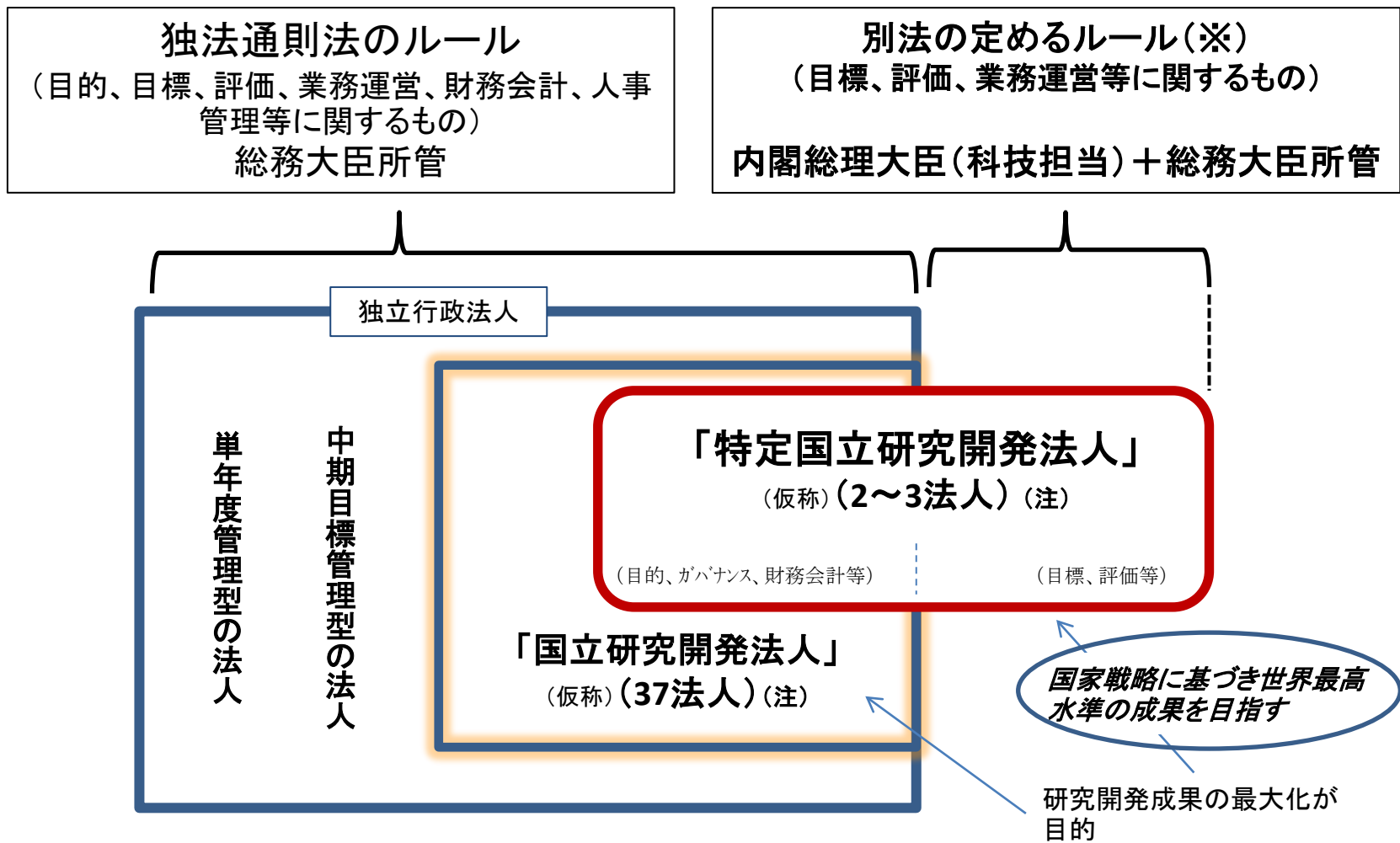


4 関係閣僚 合意内容

1. 独法通則法を適用しつつ、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を、国家戦略上の観点からの特例を定める別法によって講じる。別法の対象法人については、極力少数に限定することとし、今後、正当な手続を経て確定する。
2. 引き続き、具体的な法案の内容等について、今後の立案プロセスの中で、関係大臣間で誠意をもって協議する。

世界最高水準の新たな研究開発法人制度の創設



※別法(特例法)では、国家戦略の観点から、世界と競う研究開発の推進、目標や評価、業務運営への主務大臣・総合科学技術会議の強い関与等について定める。

(注) 「国立研究開発法人」の法人数については、現在の研究開発力強化法で指定されている研究開発法人数を表記しているが、今般の独法改革における組織の見直しにより数が変わりうる。
また、「特定国立研究開発法人」と対象となる法人数は確定しておらず、「極力少数に限定する」とされている。